



弘済会からの ご提案です!

これからの経営のために最低限のリスクマネージメントをはじめませんか?

コンピュータソフトウェア福祉弘済会 <http://www.its-kousaikai.jp/>

加入プラン A の年間保険料例

従業員 10名	売上げ金額 1億5,000万円	賃金総額 5,500万円
----------------	------------------------	---------------------

加入プラン: **A** グループ保険福祉共済制度は死亡保険金一律**500万円**とします。

加入プランA				年間保険料
使用賠償	雇用関連賠償	IT業務賠償	情報漏えい	
1.5万円	1.5万円	21万円	IT業務賠償 加入でカバー 7万円	39万円 (34.5万円) ^{※1}
+ グループ保険福祉共済 死亡保険金 一律 500万円				
				= 15万円 ^{※1}

(※1) 配当を考慮すると実質保険料は少なくなります。3割の配当があった場合の実質掛金は、10.5万円となります。また、グループ保険福祉共済制度のみ月払いとなっています。

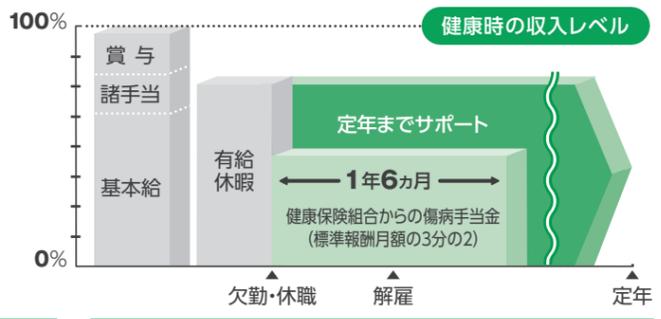
**GLTD
(会社型)**
(Group Long Term Disability)

導入サポート

従業員の方がケガや病気で働けなくなったとき、それが原因で退職となったときに役立ちます。



心身を患い、職も失い、経済的に追い詰められる... GLTDは、そんなリスクから従業員を守ります。



働けなくなったときの健康保険の給付について

健康保険組合では、「傷病手当金」制度により、被保険者が業務外の病気やケガで療養するために仕事を休み、その間の給与等が支払われない場合(給与が減額されたためその支給額が傷病手当金の給付額より少ない場合)とき、被保険者の生活費を保障するために給付しております。(詳しくは、健保HP「病気やケガで働けないとき」を参照ください。)

GLTD (団体長期障害所得補償保険)

在職中に病気やケガで働けなくなった場合に収入の一部を最長で定年退職年齢まで補償する保険です。精神障害も補償の対象とし、復職プログラムを付帯しているのもこの保険の特長です。また、事前のストレスチェック実施や個別相談ができる環境を提供できるため、労務管理水準の向上や使用者への不満・うらみの原因を解消できます。

弘済会では、個人向け団体総合保険制度でGLTD(個人型)を準備していますので、あわせてご利用ください。

**その他の
ご相談**

株主代表訴訟や社外取締役設置に伴うリスク回避のための**会社役員賠償責任保険(D&O)**、約定(Service Level Agreement)の履行による損害に備える**約定履行費用保険**等企業リスクに対する様々な保険があります。弘済会は、こうしたニーズに応えるため専門的・サポート可能な代理店を紹介します。

コンピュータソフトウェア福祉弘済会について

健康保険組合は、健康保険法で定められた事業を行う「公益法人」であることから、福利厚生事業を実施することには、多くの制約があります。そのため弘済会は、健康保険組合の公的事业の側面を補うため、医療・保険・福祉の各分野における民間事業のサービスを活用し、「組合員」と「ご家族の皆さん」の福利厚生の充実を図ることを目的として、昭和62年に発足した相互扶助の会です。

各種お問い合わせ窓口		
グループ保険福祉共済制度 グループ保険医療共済制度	グループ保険係 ※[its弘済会担当]とお呼出しください。	TEL: 0120-288-270 E-mail: it-kousaikai@seiwabl.co.jp
上記以外の制度	提携代理店 (株)カイトー ※[its弘済会の賠償保険の件]とお伝えください。	TEL: 03-3369-3100 / FAX: 03-3369-3120 E-mail: its-ins@kaito.co.jp
その他弘済会について	コンピュータソフトウェア福祉弘済会	TEL: 03-6276-7211 / FAX: 03-5348-6261

※受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00(休日・祝日・年末年始はお取り扱いしておりません。)

コンピュータソフトウェア福祉弘済会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-4-6 メイト新宿ビル5F
TEL: 03-6276-7211 / FAX: 03-5348-6261

<http://www.its-kousaikai.jp/> ITS弘済会 検索
関東ITソフトウェア健康保険組合ホームページのトップページからも弘済会ホームページへ進めます。

関東ITソフトウェア健康保険組合内ではありません。弘済会関係書類は、上記住所あてにご送付くださいますようお願いいたします。

変化の激しい経営環境下、既存制度を有しない新しい産業であるIT業界では、個々の企業によって経営理念が異なること、過去からのしがらみがなく自由な発想が尊ばれることから、一律・画一の考え方を当てはめることが難しいと考えています。
そこで、弘済会はIT業界として「必要最低限」備えておくべき弘済会オリジナル制度を準備しました。また、すべての制度を団体保険とすることで、**団体割引の適用、独自の制度設計が可能**となっています。**加入する事業所が多くなればなる程、要望を言っただけの程、コストメリットや制度内容の充実**が期待していただけます。多くの事業所の加入をお願いします。

グループ保険福祉共済制度

団体使用者賠償責任保険制度

団体IT業務賠償責任保険制度

団体情報漏えい賠償責任保険制度

プラス 団体長期障害所得補償保険(GLTD)導入サポート

事業主向けセミナー開催による情報提供・リスク診断サービスのご案内

※事業所で加入いただく制度以外に従業員個人の方が利用できる**団体総合補償制度**もありますので、ご利用ください。

従業員を大切に扱うことが最高のリスクヘッジにつながります。



グループ保険
福祉共済

1万名以上もの方が加入している
弘済会ならではの充実制度!

弘済会のグループ保険福祉共済制度は、ご加入しやすい掛金で会社の死亡退職金・弔慰金制度の準備にピッタリ。配当を考えれば、事業所の負担が少ないのも特長です。

保障額と掛金

加入例：10名の従業員の方が死亡保険金額300万円に全員加入した場合、月々の掛金は7,500円(年間9万円)、でも配当が約3割だったとしたら実質掛金は5,250円(年間6.3万円)となります。

死亡保険金額
(高度障がい保険金額)
100万円あたり

月払掛金 **250**円

保険金額は200万円～1,500万円まで (H28年度現在) 毎年掛金見直しをしています。

配当金

年間払込掛金に対する配当金の割合 (支払保険金 件数/合計)	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	約 60%	約 52%	約 26%	約 54%	約 15%
	(6件/ 1,100万円)	(4件/ 2,200万円)	(9件/ 5,600万円)	(3件/ 1,400万円)	(10件/ 5,700万円)

1年ごとに収支計算を行い、剰余金(いただいた掛金からお支払いした保険金の差額)が生じた場合は、配当金をお支払いする制度となっています。

お知らせ 「グループ保険医療共済」(掛金事業主負担)

グループ保険加入事業所さまの要望に応え準備しました!!

グループ保険に追加して、医療保障の準備ができます。

日額2,000円～10,000円まで幅広くプランが選択でき、もちろん、団体割引のある掛金で、配当が期待できます。



あいつあんなに頑張っていたのに残念だ

奥さんつらそうだったな会社として渡すものがあってホッとしたよ引越代・これからの生活費と何かと大変だ



使用者賠償責任保険

雇用関連賠償責任保険



時間外労働が月45時間を超えたら!

産業医の面接による保健指導

年次有給休暇の取得を促進していますか?

時間外労働が月100時間または2～6カ月平均で月80時間を超えたら!

不当解雇

[36協定]

労働時間を適正に把握していますか?

長時間労働者への医師による面接指導制度の義務化

セクハラ

パワハラ

事業主に求められる「安全配慮義務違反」って何だ

安全配慮義務とは、

使用者が雇用する労働者に対してその生命、身体の健康を守るべき義務をいいます。この義務違反が生じた場合には、債務不履行となり、損害賠償責任が発生します。過労死の場合、労働災害認定に加え、使用者の安全管理を巡り、損害賠償請求が行われるケースが増加しています。

企業は、安全管理義務を負っており、それは、業務上の危険防止だけではなく従業員の長期労働を削減し、適切な健康管理を行い、健康障害等が発生しないよう努めなければなりません。長時間労働、過重労働が認められれば、業務量の削除、要員の補充、職務の変更、健康診断受診による健康状態を把握し、所見のある場合は、医師の受診の勧奨等身理的処置が求められます。

新しいタイプの労災に対する備えは充分ですか!

精神障害に起因する労災事故は近年増加傾向にあります。さらに、「安全配慮義務」を怠ったとして被災従業員や遺族から高額な賠償金を請求されるケースも発生しています。

保険料例

賃金総額：1億円 事業種類番号：94 (その他各種、事業者、事業)	支払限度額	1名につき	2億円
	免責金額	1災害につき	0円
【上記契約条件の年間保険料例】			Bプラン約5万円

雇用関連賠償責任保険とは

●労災認定されない労働紛争リスクを補償

高額な損害賠償の労災訴訟リスクは、使用者賠償責任保険の補償対象となりますが、身体障害が伴わない労働紛争リスクは、補償対象外でした。この保険は、セクハラ・パワハラなどによる精神的苦痛、プライバシー侵害、不当解雇などの従業員の雇用契約上の権利侵害等、労災認定されない労働紛争リスクを補償します。

補償額	1名・1災害につき	1,000万円	免責金額なし
【被用者10名の場合 年間保険料】			約1.5万円

万一のトラブルに備えておくことで安心して業務に取り組むことができます。



IT業務
賠償責任保険

弘済会でなければ作れなかったIT業界向けの専用商品!

IT業務の遂行における不測の事故等のリスク、情報漏えいのリスクに備えます。加えて事業所(施設)における損害賠償に対応する補償(施設賠償責任保険)もセットすることで、事業遂行における賠償リスクを幅広くカバー。また、子会社対応、駐在者、初期不備対応等柔軟な対応も可能となっています。

保険料例

売上高 3億円	賠償責任			危機管理対応費用		
	支払限度額	免責金額		支払限度額	免責金額	
	1請求	保険期間中		1事故	保険期間中	
	1億円	2億円	30万円	1億円	1億円	なし
【上記契約条件の年間保険料例】						Cプラン 約42万円

施設賠償責任保険の補償内容 対人・物件 1件/1名・1件/1事故、免責事故なし

事故例

- ソフトウェアのバグによる誤った請求書作成
- 通信回路の切断によるネットワークの停止
- ウイルス感染によるシステム停止やデータ消滅
- プログラミングミスにより不正アクセスを許してしまう
- オペレーションミスによるデータの誤破壊

具体的な損害

- 法律上の損害賠償金
 - 弁護士費用、訴訟費用
 - 緊急対応費用等
- ※情報漏えいも対象とすることができます。

情報漏えい
賠償責任保険

情報漏えいに関する事故が頻繁に報じられています。

個人情報(マイナンバーを含む)だけでなく法人情報の漏えいでの損害賠償金の対応はもちろん、見舞金・事故原因調査費用・コンサルティング費用等の対応費用を含めて幅広くカバーしています。情報の保管先は国内外を問わずグローバルにカバーします。

保険料例

売上高 3億円	賠償責任			危機管理対応費用		
	支払限度額	免責金額		支払限度額	免責金額	
	1請求	保険期間中		1事故	保険期間中	
	1億円	1億円	30万円	1億円	1億円	なし
【上記契約条件の年間保険料例】						Cプラン 約22万円

事故例

- 従業員が顧客情報をネットに持ち出し、金銭目的で名簿業者に売却した
- 外部からの不正アクセスにより個人情報データベースの情報が漏えいしてしまった
- 協力会社にテストデータを渡して検証するつもりが、誤って本番データを渡したため個人情報が拡散してしまった。

システムが日々高度化・複雑化する中、人手・スキル不足と過密スケジュールでちょっとしたミスが大きな損害になりかねない



情報漏えいにおける原因は、実は内部要因(盗難・流出)が8割※を占めるのです。

※[2010年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書] NPO日本ネットワークセキュリティ協会調査

